

支那の政變

昨日の紙上に報じたる如く北京の朝廷にて付西太后再び政を攝して皇帝と共に万機を親裁するふと爲り近來勢を得たる改革派を黜はて其中には或は逮捕の命を受けたるものさへありと云ふ詳細の事情は未だ分明ならざるも顧ふに近來同國皇帝が改進を歩の意見を持し銳意改革を断行して之に反対するものは政に免職するなれど殆ん當る可らざるの勢なるより政府の故老大臣中その改革を喜ばざる守舊の徒が羣に相結んで西太后を奉じ皇帝の政略を妨げんとて斯る政變を見たるものなる可し或は其間には自から種々の現慶事情もあるなれども之を要するに支那の政界に於ける守舊改進主義の衝突にして改革の一顛挫と認めざるを得ず一國革新の行路中に自から免かれざるの數とは云ひながら支那の爲めには信しまざるを得ず顧みて我國の歴史に徴するに若しも億川政府の時代に明將軍を生じて内外の異議を排斥し一意改革の事を行はんとしたらんには必ず意外の故障に遭ふて目的を達せざるふとならん一進一退恰も支那今日の経過を見ざる可らざる筈なりしに然るに日本の改革の一貫線に進行して毫も難澁を感じざりしは畢竟王政維新的效能にして當時の局に當りて事を成したものは即ち所謂薩長の藩閥人に外ならず今日に至りて細に其舉動を評するとときは自から種々の非難もあらんされど孰れも誠意誠心溝身進歩主義の人物にして其徳川政府を倒したるは敢て政府を悪んで評する事無く専制と文明との争にして其人々は文明進歩の主義を代表して徳川政府と名くる専制政府に反対し遂に專制其物を倒して目的を達したるのみ即ち之を倒したるに非ず取りも直さず專制と文明との争にして其人々は文明進歩の主義を正すに進歩の端を開きつゝあるものなれども其國民の永久に記憶す可きものなりとして擬支那の現状を見れば恰も我維新前之有様にして正里の勢を以て駆々進歩遂に立憲政治の今日を見るに至りしも決して偶然ならず左れば日本の進歩は實に王政維新的賜にして其事を成したるは當時の薩長人に外ならず其功勞は國民の情は自から我國と殊にして王政維新的改革なれば今北京政府は其體に保存して愛親摶羅氏二百牢の恩威を削除し政府自から改革の主計者として諭示して諭示して國民を警醒し次第に進歩の城に入らしむる外ある可らず其趣は諭示の政略に出てハ始る專制的自由の政を行ふの彼得大帝が自から卒先して歐洲の文明を國中は輸入し以て國民の進歩を謀りたると同様の政略に出でハ始る專制的自由の政を行ふて全國を風化せしむ可きのみ徂しし事なるや

従前帝の如き豪傑を待て始めて行はる可也も、の明主にして近來の改革は専ら其意中より出でたるものなりと云ふ我輩の病に望を爲した所なりしに今回の改變に西太后再び出で、攝政とあれば帝が壯年敢爲の決斷、守舊家の反動を招きて太后攝政の名の下に帝をして單に虚器を據する所止むを得ざるに至らしめたるふとならん上海の邊にて皇帝不幸の報を傳へたるが如き自から其消息を知るに足る可きに似たり而して事の成行は如何と云ふに其政變は明に守舊改進兩主義の衝突にして改革の一輪挫に歸したるが如くなれども其衝突は決して今回に止まる可きに非ず衝突又衝突一起一伏の其中にも大勢の起々所、詰り改進主義の勝利に歸するは疑もなき成行なれば支那の爲めに謀れば成る可く急激の變化を避け衝突の弊を小にして穩に達す可き所に達するの一事のみ幸いも皇帝は天資聰明、加ふるに尙ほ春秋に富み前途の望甚だ多し今回の政略は反對に遭ふて意の如くならざる事の大局より見るとさは時運循環改進の主義、輸を制して單純改進の機運到来せんみと決して遠きに非ざれば堅く明哲の德を全うして自愛自重されば良き事急がずして改革の大成を永遠に期せられんあと支那帝國の爲めに敢て希望に堪へざる所なり

○西太后の執政に就いて

ても各自其意見を異にし決定
が内閣にてば數通の改正案を
法制局に送附したるが爾來同様

於ても各自其意見を異にし決定するに至らるゝが内閣にては數々の改正案を一纏と爲しセラル法制局に送附したるが爾來同局にても異議百出し爲めに調査は大に手間取りたるも最大體の條項は議定済となりたるにより多分する月中には結了の運に至るべしと結了の上はハス一應政務調査會の議に附し然る後内閣に廻送する筈なりと

● 第十二議會の法律案

各省より第十三議會に提出すべき各種の講論にして既に法制局に廻付されたるものは十件あるよしなるが今回は行政改革に伴ふ改定律案もわれば常議會の協賛を求むべる法律案は頗る多數なるべしと云ふ

○ 水害救助費の緊急支出

北海道は本月六日以降の出水にて同道に罹る被災者はなく従て幾分の國庫補助を要すべきも未だ概観の上迄成らざるを以て正式に額を定めて要求するの場合に至らざれども支廳の管轄に亘り何れも多少の被害わらざることはなく就中石狩國の如きは慘状甚だしき有り難いを要する見込にて右兩縣及び新潟、秋田、福島、茨城、宮城、巿手等の諸縣より夫々致め奉り省に上申し來りたるよし

○ 典獄協議會

典獄一同は昨日午前九時より内務省に協議會を開き建議案中看守に宿料を給與する件、押丁より看守に採用するは年齢四十五年以上とする件、看守押丁質與規則中改正の件、但し川鐵道破損の復舊工事費七萬圓を豫算し右の金額を國庫剩餘金より支出する旨にて大體皆ども交渉の上去る廿二日委請の手續に及びたれば多分昨日中に御裁可ありしならんと云ふ

金下賜の件
以上勘定より少

○新帝四月八日